

入札説明書「設計業務」（総合評価落札方式）

国立療養所宮古南静園スプリンクラー設置工事の設計業務に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

1 手続開始の公示日 平成30年10月15日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

3 業務の概要

(1) 業務名 国立療養所宮古南静園スプリンクラー設置工事に係る設計業務

(2) 業務の目的

本業務は、スプリンクラー設置工事の設計業務を行うものである。

詳細は別添の特記仕様書による。

(3) 業務内容

・スプリンクラー設置工事に係る実施設計業務

(4) 履行期間

契約締結の翌日から平成31年3月15日まで

(5) 入札方式

① 本業務は、資料の提出、入札等を紙入札方式により行うものである。この申請の窓口及び受付時間は、以下のとおりである。

1) 受付窓口：国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班 施設管理係

住所 〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

TEL 0980-72-5321(内線213) FAX 0980-72-5859

2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、8時30分から17時15分まで

② 本入札説明書における紙入札方式は、全て発注者の承諾を得たことを前提として行われるものである。

4 入札参加者に要求される資格

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

2) 厚生労働省により九州・沖縄ブロックにおける平成29・30年度建築関係コンサルタント等業務に係る「A」又は「B」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4) 厚生労働省から、建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 6) 管理技術者（※1）は一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
- 7) 管理技術者及び主たる分担業務分野（※3）（建築分野）の主任担当者技術者（※2）は、参加表明書の提出者の組織に所属していること。
- 8) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
- 9) 管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。但し、記載を求める主任担当技術者が、総合と構造、電気と機械の分野に限り兼任してよいこととする。
- 10) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（特定後又は入札後未契約の業務を含む。）が原則として3件未満であること。
- 11) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成20年11月以降にスプリンクラー設備工事の実施設計の業務に携わった実績があること。
- 12) 主たる分担業務分野（建築分野）のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- 13) 構造・電気・機械分野において、参加表明書の提出者又は協力事務所が、他の参加表明書の提出者の協力事務所となっていないこと。
- 14) 再委託先である協力事務所が九州・沖縄ブロックの建設コンサルタント業務等一般競争参加資格者である場合には、当該協力事務所が厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 15) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 16) 沖縄県内に本店又は支店を有すること。
- 17) 電気設備分野の主任担当技術者は、5年以上の実務経験を有するものであること。
機械設備分野の主任担当技術者は、建築設備士、1級または2級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。
- 18) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 19) 参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

20) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

21) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を平成30年11月5日までに提出すること。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」第9条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合（様式6）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築 (総合)	平成21年国土交通省告示15号別添一第1号第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係わるもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係わるもの

5 担当部局

国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班 施設管理係

住所 〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

電話 0980-72-5321 (内線213) FAX 0980-72-5859

電子メール kaikei-hancho_nanseien@mhlw.go.jp

6 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成要領

参加表明書の様式は、別添（様式1～7、A4判）に示すとおりとする。

(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3、様式4）

管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）、担当技術者（様式4：各担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。

- ① 氏名 技術者の氏名を記載する。
- ② 生年月日 技術者の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。
- ③ 所属、役職 技術者の所属する組織及び役職を記載する。
- ④ 保有資格等

技術者の保有する資格のうち「7 入札参加者を指名するための基準」における

「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記載する。

- ⑤ 平成20年11月以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績
- a) 「平成20年11月以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」とは以下のイ)～ハ)すべての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
 - イ) 平成20年11月以降に契約履行が完了した設計業務実績
 - ロ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - ハ) 以下を満たす施設の設計業務実績
 - ・同種業務の実績における対象工事は、スプリンクラー設備の設置とする。
 - b) 該当する業務実績について、以下の項目を記載する。
 - イ) 業務名称及びPUBDIS^(※)登録の有無。

PUBDISへの登録状況について、有又は無のどちらか該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。

※PUBDISとは、（社）公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。
 - ロ) 発注者
発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。
 - ハ) 受注形態
単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。併せて、設計共同体の場合は他の構成員を協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を（ ）内に記載すること。
 - ニ) 業務概要
同種又は類似のうち該当するものに○をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。併せて分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。
 - ホ) 履行期間
 - c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。
- ⑥ 平成25年11月以降に契約履行が完了した官公庁発注の営繕事業に係る業務実績について、以下のイ)～ホ)の項目を記載する。なお、複数の実績がある場合は最新の実績3件を記載すること。
- イ) 業務名
 - ロ) 発注者
発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。
 - ハ) 受注形態
単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。併せて、設計共同体の場合は他の構成員を協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を（ ）内に記載すること。
 - ニ) 分担業務分野及び携わった立場
 - ホ) 履行期間

⑦ 手持業務の状況

平成30年11月16日現在における手持ちの設計業務（特定後、未契約の業務を含む。）について、以下のa)～e)の項目を記載する。

a) 業務名

b) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、()内に事業主を記載する。

c) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。併せて、設計共同体の場合は他の構成員を協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を()内に記載すること。

d) 業務概要

対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

e) 履行期間

2) 協力事務所の名称等（様式5）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。なお、当該事項がない場合は、（様式5）を提出しなくてもよい。）

3) 新たな分担業務分野の追加（様式6）

技術資料の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、下記項目を様式に従い記載すること。

① 新たに追加する分担業務分野

② 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容

③ 分担業務分野を追加する理由

④ 氏名 技術者の氏名を記載する。

⑤ 生年月日 技術者の生年月日及び年齢（参加表明書の提出日現在）を記載する。

⑥ 所属、役職 技術者の所属する部署及び役職を記載する。

⑦ 保有資格等

技術者の保有する資格のうち「7入札参加者を選定するための基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記載する。

⑧ 平成20年11月以降の当該分野における同種又は類似業務の実績

該当する業務のうち最新のもの1件を記載すること。また、「施設等概要及び担当した分担業務分野の内容」には、当該施設概要及び業務内容を具体的に記載すること。

4) 業務実施方針及び手法（様式7）の作成及び記載上の留意事項

① 基本事項

業務実施方針及び手法は設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に業務実施方針及び手法に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載した事項以外の内容を含む業務実施方針及び手法については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 業務実施方針及び手法の作成方法

業務実施方針及び手法の様式は、別添（様式7）に示されるとおりとする。

③ 業務実施方針及び手法の作成及び記載上の留意事項

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。

なお、記載にあたっては以下の事項に留意すること。

- 1) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- 2) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- 3) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等（コンピューターグラフィックスによるものを含む。）を使用してはならない。
- 4) 技術資料の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

7 参加表明書の提出方法及び提出期限

(1) 参加表明書を提出する場合は、配布された様式（様式1～様式7）を基に紙により作成するものとする。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成30年11月5日（月）午後5時15分まで

提出場所：5 担当部局に同じ

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

8 競争参加資格の確認等

競争参加資格の確認は、参加表明書の提出期限をもって行うものとし、その結果は平成30年11月6日（火）までに書面により通知する。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち競争参加資格がないと認めた者に対して競争参加資格がないと認めた理由を書面により支出負担行為担当官から通知する。

(2) 上記(1)の競争参加資格がないと認めた通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

① 受付場所：3 (5) ① 1) に同じ。

② 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 上記(2)の競争参加資格がないと認めた通知についての回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に書面を提出した者に対して、書面により行う。

10 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、①の期間内に、紙により提出すること。②に、③の期間内に書面（書式自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）のいずれの方法も可能とする。

① 紙入札方式による受付時間

平成30年10月15日（月）午前8時30分から平成30年11月2日（金）午後5時15分まで。

- ② 紙入札方式による受付場所 5 担当部局に同じ。
- (2) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に書面により、郵送又は電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、①に示す日までに回答を行うものとする。
- ① 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の2日前

11 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」及び参加表明書（様式1～様式7）をもって入札をし、予決令第98条において準用する予決令第79条次の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせ落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記1)、2)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とし、小数第5位切り捨て、小数第4位止めとする。

- 1) 予定管理技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針など

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60\text{点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

技術評価の得点合計

$$= 1)\text{に係る評価点} + 2)\text{に係る評価点}$$

なお、本業務における技術点の満点は60点とする。

技術点の満点は、技術点の配点の合計とする。

③ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとし、小数第5位切り捨て、小数第4位止めとする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格}60\text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

- ④ 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記1)、2)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術資料の内容について、以下の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

なお、「実施方針など」、必要な場合は、ヒアリングを行い評価する。

① 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点				配点/ 評価のウェイト(※2)	
	判断基準				小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者		3	10
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者	建築	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			技術力	平成20年8月以降(※1)に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	
主任担当技術者	建築	2				
	構造	1				
	電気	1				
	機械	1				
担当技術者	建築	1				
	構造	1				
	電気	1				
	機械	1				
				*当該業務の配置予定技術者にヒアリング時に内容を確認することがある。		
平成20年8月以降(※1)に契約履行が完了した官公庁発注の営繕業務に係る設計業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)		以下の順で評価する。 ① 70点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者		3	7
			主任担当技術者	建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
合 計						

②実施方針など

評価項目	評価の着目点				配点/ 評価のウェイト	
	判断基準				小計	
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術資料の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			10	20
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			10	
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等)◎※	・1段階目 2点 ・2段階目 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画 1点 *認定通知書写し提出 *行動計画策定届写し提出				

取得状況（複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする）	次世代法に基づく認定（くるみん認定・ブツナくるみん認定）	・くるみん認定 2点 *認定通知書写し提出	・ブツナくるみん認定 4点	5
	若者雇用推進法に基づく認定	・ユースエール認定 4点 *認定通知書写し提出		
合 計				60

◎ ※ 1段階目：認定基準1～2つ〇 2段階目：認定基準3～4つ〇 3段階目：認定基準5つ

資格評価表

分担業務分野	評価する資格
管理技術者	① 一級建築士 ②構造設計一級建築士 ③設備設計一級建築士 ④建築設備士 ⑤建築積算士
建築・構造	①一級建築士 ②構造設計一級建築士 ③二級建築士 ④建築積算士
電気	①設備設計一級建築士 ②建築設備士 ③技術士 ④一級建築士 ⑤一級電気工事施工管理技士 ⑥二級電気工事施工管理技士 ⑦その他
機械	①設備設計一級建築士 ②建築設備士 ③技術士 ④一級建築士 ⑤一級管工事施工管理技士 ⑥二級管工事施工管理技士 ⑦その他

※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

(4) 評価内容の担保

落札者は、技術提案書の内容を契約書及び業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。

12 入札及び開札の日時及び場所

(1) 締切日時

① 持参する場合

平成30年11月15日（木）午後5時15分

② 場所：国立療養所宮古南静園 総合棟 2F 第一会議室

住所：〒906-0003 沖縄県市宮古島市平良字島尻888番地

(2) 開札日時 平成30年11月16日（金）14時30分

13 入札方法等

(1) 入札書は紙により持参のうえ提出すること。郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付 ただし、利付き国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をも

って契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

15 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したのものとして取り扱われる。

16 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているもの、その他の開札の時ににおいて2. に掲げる要件にないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

17 手続における交渉の有無 無

18 契約書作成の要否 要。別添の契約書（案）により契約書を作成するものとする。

19 支払条件前金払い なし

20 火災保険付保の要否 否

21 関連情報を入手するための照会窓口 3. (5) ① 1)に同じ。

22 その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 4. 2) に掲げる認定を受けていない単体企業又は4. 2) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、入札時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(4) 本件業務を受注した建設コンサルタント(再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。)及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(5) 参加表明書及び履行確実性の審査のための追加資料の作成に関する費用及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加表明書に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、参加表明書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書は無効とする。

- ・参加表明書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

(8) 参加表明書の取扱い

- ① 提出された参加表明書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- ② 落札者以外の者が提出した参加表明書は、宮古南静園庶務課会計班において破棄するものとするが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を参加表明書に記載すること。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。
- ③ 提出された参加表明書は、落札者の決定以外に提出者に無断で使用しない。

(9) 参加表明書の提出後において、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

_____ 殿